

確定優良住宅地等予定地のための譲渡に係る直接又は間接に要した経費の額等の計算に関する明細書

(2)(1) この表には、次の書類を別紙として添付してください。
土地建物を同時に譲渡した場合の区分計算の明細書
直接又は間接に要した経費の額の計算》を実額公賦法によつた場合の計算明細書

確定優良住宅地等予定地のための譲渡に係る直 接又は間接に要した経費の額等の計算に関する 明細書			事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()			
確 定 予 優 良 地 住 宅 明 地 細	土 地 等 の 取 得 年 月 日			1	・	・	・			
	土 地 等 の 所 在 地			2						
	土 地 等 の 面 積			3	平方メートル					
	土 地 等 の 譲 渡 年 月 日			4	平	・	・			
	土地等の譲渡による収益の額に対応する原価の額 (27の②)			5	円					
直 接 又 は 間 接 に 要 し た 経 費 の 額 の 計 算	負 債 利 子	10年前の事業年度又は連結事業年度開始日の前日 までの保有期間に係る負債利子 (15の④)×6%	6							
	上期む連 記間事結 以内業事 外の年業 の日度年 保を又度 有含は	法 定 の 负 債 利 子 (28)×6%	7							
	実績による負債利子			8						
	計 (6)+(7)) 又は ((6)+(8))			9						
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	10年前の事業年度又は連結事業年度開始日の前日まで の保有期間に係る販売費及び一般管理費(15の④)×4%	10								
	上期む連 記間事結 以内業事 外の年業 の日度年 保を又度 有含は	法 定 の 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 (28)×4%	11							
	実績による販売費及び一般管理費			12						
	計 (10)+(11)) 又は ((10)+(12))			13						
	直接又は間接に要した経費の額 (9)+(13)			14						

譲渡した土地等の帳簿価額の累計額の計算

10連の年 結前 前事業 までの年 度の年 度開始 保有又 は日間	区分 分	保有期間	10年前の事業年度又は 連結事業年度開始の日 の前日の帳簿価額	保有期間 の月数の 合計	$\textcircled{2} \times \textcircled{3}$	保有期間	10年前の事業年度又は 連結事業年度開始の日 の前日の帳簿価額	保有期間 の月数の 合計	$\textcircled{2} \times \textcircled{3}$
		①	②	③	④	①	②	③	④
	15	⋮⋮	円	12	円	⋮⋮	円	12	円
上記以外の保有期間内の日を含む事業年度又は連結事業年度	区分	事業年度又は 連結事業年度	期末又は譲渡直前の 帳簿価額	当期の保有 期間の月数	$\textcircled{2} \times \textcircled{3}$	事業年度又は 連結事業年度	期末又は譲渡直前の 帳簿価額	当期の保有 期間の月数	$\textcircled{2} \times \textcircled{3}$
	16	⋮⋮	円	12	円	⋮⋮	円	12	円
	17	⋮⋮		12		⋮⋮		12	
	18	⋮⋮		12		⋮⋮		12	
	19	⋮⋮		12		⋮⋮		12	
	20	⋮⋮		12		⋮⋮		12	
	21	⋮⋮		12		⋮⋮		12	
	22	⋮⋮		12		⋮⋮		12	
	23	⋮⋮		12		⋮⋮		12	
	24	⋮⋮		12		⋮⋮		12	
	25	⋮⋮		12		⋮⋮		12	
	26	⋮⋮		12		⋮⋮		12	
	27	⋮⋮		12		⋮⋮		12	
	28	計				計			

別表三（二の三）付表の記載の仕方

この明細書は、次の場合に記載します。

- (1) 土地等の譲渡をした事業年度又は連結事業年度において措置法第62条の3第5項又は第68条の68第5項（課税除外とされる確定優良住宅地等予定地のための譲渡）の規定の適用を受ける場合
- (2) 措置法第62条の3第5項又は第68条の68第5項の規定の適用を受けた確定優良住宅地等予定地のための譲

渡に該当する土地等について、当期の別表三（二の三）の「課税される場合の土地譲渡利益金額18」の欄の金額がその土地等に係る当期の直前期の同欄の金額と異なる場合

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。